

4 特定施設の設置及び工事完了の届出

1) 特定施設の設置の届出

特定施設の設置の届出は、当該工事に着手する日の30日前までに、次に掲げる図書を提出して行うこと。
また、届出を行った工事の計画に変更が生じた場合も、変更に係る部分の工事に着手する日の30日前までに、同様の届出を行うこと。

- 特定施設設置（変更）届（第1号様式）
- 建築物別概要追加様式（第1号様式の2）
- 特定施設整備項目調書（第2号様式）
- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図

配置図及び各階平面図は、計画が整備基準に適合していることを確認するために必要な幅、寸法、高低差、仕様等を、図面の記載例（P49、50）を参考にして記入すること。

（特定施設の設置の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、特定施設の設置又は変更の工事に着手する日の30日前までに、特定施設設置（変更）届（第1号様式）、建築物別概要追加様式（第1号様式の2）、特定施設整備項目調書（第2号様式）及び次の表に掲げる図書を提出して行わなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	建築物及び公共交通機関の施設にあっては縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物又は建築物の部分との別、敷地及び建築物等の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあっては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあっては縮尺、方位、駐車場の区域、駐車場に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	建築物及び公共交通機関の施設にあっては縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法及び床の高低差並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあっては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあっては駐車することができる部分の区画割区画その他主要部分の寸法

2) 特定施設の工事完了の届出

特定施設の工事完了の届出は、当該工事の完了後速やかに、次に掲げる図書を提出して行うこと。

- 特定施設設置工事完了届（第3号様式）
- 設置の届出どおりに工事が行われたことが確認できる写真

写真は、整備基準に適合していることが確認できるよう、写真撮影の例（P51～54）を参考にして撮影すること。

（工事完了の届出）

第6条 条例第16条の規定による届出は、特定施設設置工事完了届（第3号様式）及び当該特定施設について条例第14条の規定による届出に基づく工事が行われたことを明らかにする写真を提出して行わなければならない。

5 適合証の交付請求

適合証の交付の請求は、次に掲げる図書を提出して行うこと。

- 適合証交付請求書（第4号様式）
- 整備基準に適合していることを明らかにする図書
 - ・特定施設の工事完了の届出と同時に請求を行う場合は、当該届出の写真をこれと兼ねることができる。
 - ・特定施設の工事完了の届出から相当期間が経過した後には請求を行う場合は、特定施設の設置の届出の副本の写し及び建築物の現状が整備基準に適合していることが確認できる写真（特定施設の工事完了の届出の写真撮影要領に準じたものとする。）とする。
 - ・既設の公共的施設及び新たに設置した特定施設以外の公共的施設について請求を行う場合は、特定施設の設置の届出に必要な図書（特定施設設置（変更）届を除く。）及び建築物の現状が整備基準に適合していることが確認できる写真（特定施設の工事完了の届出の写真撮影の例に準じたものとする。）とする。



（適合証の交付の請求）

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第4号様式）及び当該公共的施設が整備基準（第3条第1項ただし書の整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合は、当該基準）に適合していることを明らかにする図書を提出して行わなければならない。

6 立入調査員証

特定施設の設置状況を立入調査する権限を有する職員であることを示す立入調査員証の様式を定めている。

（立入調査員証）

第8条 条例第20条第2項の立入調査を行う権限を有する者であることを示す証明書は、立入調査員証（第5号様式）によるものとする。

7 国、県、市町村に準ずる者

国、県、市町村に準ずる者には、次に掲げる者が該当する。

- 地方公共団体の組合
 - 法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国、都道府県及び建築主事を置く市町村とみなされる法人
- ※ 国、県、市町村等が設置する特定施設については、条例第23条第1項の規定により同第14条及び同第16条の届出の規定は適用されないが、建築物である特定施設については、同第23条第2項の規定に基づき報告を求めている。報告の手続きのうち設置の報告においては特定施設設置（変更）報告書（別紙1（P55））を、完了の報告においては特定施設設置工事完了報告書（別紙2（P56））を用い、その他の事項は届出に準じて行うこと。

（国等に準ずる者）

第9条 条例第23条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人

8 書類の提出部数

届出等の提出部数は次に掲げるとおりである。

- 特定施設の設置の届出 正本2部、副本1部
- 特定施設の工事完了の届出 正本2部、副本1部
- 適合証の交付請求 正本1部

（書類の提出部数）

第10条 第5条又は第6条の規定により提出する書類の提出部数は正本2部及び副本1部と、第7条の規定により提出する書類の提出部数は正本1部とする。

9 書類の提出先等

奈良市、橿原市及び生駒市の区域における特定施設（建築物に限る。）の設置の届出、工事完了の届出及び適合証の交付に関する事務は、各市長に委任されているので、届出書等の提出先は各市役所建築指導課となる。

上記以外の区域における同施設で階数が3以下、かつ、床面積の合計が2,000㎡以下のものについての同事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任されているので、届出書等の提出先は各土木事務所となる。

その他の届出書等の提出先は県土木部建築課まちづくり推進係となる。

また、国、県、市町村等に求める報告の提出先についても上記区分と同じである。

なお、建築物以外の特定施設についてはP42に記載する取扱担当課となっている。

路外駐車場については、市町村を経由して県に提出すること。

（事務の委任）

第11条 奈良市、橿原市及び生駒市の区域以外の区域において設置される第4条第一号及び第二号に掲げる施設（建築基準法第6条第1項第一号及び第三号に掲げる建築物で、4以上の階数を有し、又は床面積の合計が2,000平方メートルを超えるものを除く。）についての条例第14条から第16条まで、第19条、第20条第1項、第21条及び第23条第2項に規定する知事の権限に属する事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任する。

（奈良県事務処理の特例に関する条例（抄）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第一の上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第一（第2条関係）

十五 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第三十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める施設に係るものに限る。）

- 1 条例第14条の規定による届出の事務
- 2 条例第15条の規定による指導及び助言
- 3 条例第16条の規定による届出の受理
- 4 条例第19条第2項の規定による適合証の交付
- 5 条例第20条第1項の規定による報告の要求又は立入調査
- 6 条例第21条第1項の規定による勧告
- 7 条例第21条第2項の規定による勧告
- 8 条例第22条第1項の規定による公表
- 9 条例第22条第2項の規定による弁明の機会の付与
- 10 条例第23条第2項の規定による報告の要求
- 11 1から10までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

奈良市 橿原市 生駒市

（奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（抄）

（条例別表第一の十五の項の規則で定める施設）

第3条 条例別表第一の十五の項の規則で定める施設は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年7月奈良県規則第12号）第4条第一号及び第二号に掲げる施設とする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第4条 別表上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

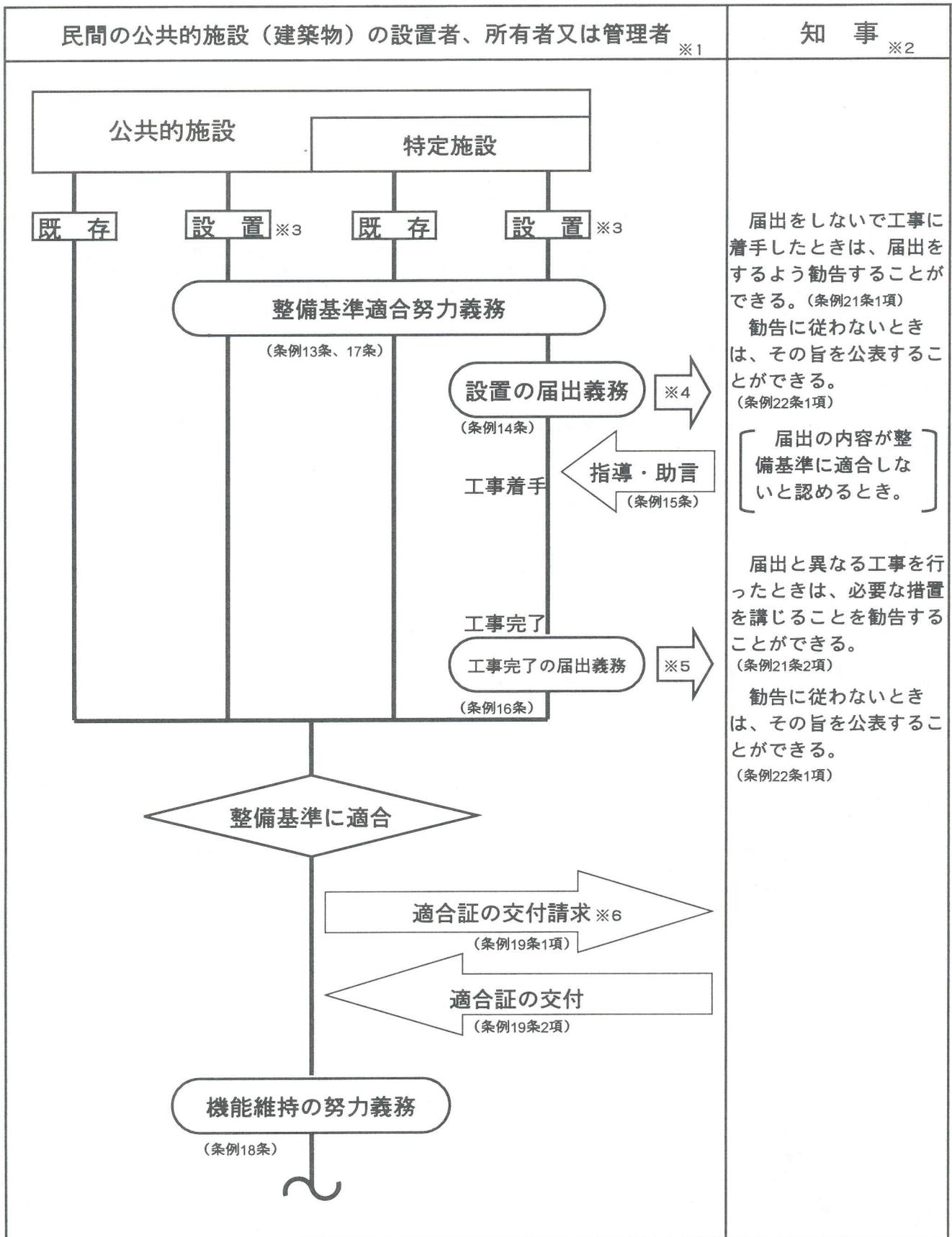
別表第二（第4条関係）

三 条例別表第一の十五の項11の奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 規則第5条の規定による届出の受理
- 2 規則第6条の規定による届出の受理
- 3 規則第7条の規定による適合証交付請求書の受理

10 条例の規定と各種届出等の関係



〈国等に関する特例〉

- ※1 国、県、市町村等が設置する特定施設については、設置の届出及び工事完了の届出に関する規定は適用されませんが、これに替えて報告を求めています。設置の報告は別紙1、完了の報告は別紙2の様式に届出の場合と同様の添付図書（完了報告における写真は、全景のみとします。）より、正本1部（返却を希望する場合はさらに副本1部）を相当届出等の取扱担当課と同じ窓口へ提出してください。

〈事務委任〉

- ※2 奈良市、橿原市及び生駒市の区域における施行規則第4条第一号及び二号に掲げる施設についての設置の届出、工事完了の届出及び適合証の交付に関する事務は、各市長に委任されていますので、届出書等の提出先は各市役所建築指導課になります。また、上記以外の区域における同施設で階数が3以下、かつ、床面積の合計が2,000㎡以下のものについての同事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任されていますので、届出書等の提出先は各土木事務所になります。その他の委任されていない事務は、県土木部建築課まちづくり推進係になります。

〈設置の定義〉

- ※3 設置とは、新たに公共的施設を新築する場合だけでなく、既存の公共的施設を改築若しくは増築する場合又は既存の建築物の用途を変更して公共的施設とする場合もこれに該当します。

〈設置の届出〉

- ※4 設置の届出は、工事に着手する日の30日前までに、施行規則第5条に規定されている書類（正本2部副本1部）を提出して行ってください。

〈工事完了の届出〉

- ※5 工事完了の届出は、工事の完了後速やかに、施行規則第6条に規定されている書類（正本2部副本1部）を提出して行ってください。

〈適合証の交付申請〉

- ※6 適合証の交付を希望される方は、施行規則第7条に規定されている書類（正本1部）を提出して請求してください。

建築物に係る各種届出等の取扱担当課		
県土木部建築課	まちづくり推進係	TEL 0742-27-7561
奈良土木事務所	建築課 建築係	0742-23-8011
郡山土木事務所	建築課 建築係	0743-52-1101
高田土木事務所	建築課 建築係	0745-52-6144
桜井土木事務所	建築課 建築係	0744-42-9191
大字陀土木事務所	庶務課 建築係	0745-83-0431
吉野土木事務所	庶務課 建築係	07463-2-4051
五條土木事務所	庶務課 建築係	07472-3-1151
奈良市役所	都市整備部 建築指導課	0742-34-1111
橿原市役所	都市整備部 建築指導課	0744-22-4001
生駒市役所	都市整備部 建築指導課	0743-74-1111

参考：建築物以外の特定施設に係る取扱担当課		
道路	県土木部道路維持課	TEL 0742-27-7502
公園	県土木部公園緑地室	0742-27-7517
路外駐車場	県土木部都市計画課	0742-27-7521
公共交通機関の施設	県福祉部福祉政策課	0742-27-8503

各種届出等の記載例

1. 特定施設設置届

第1号様式（第5条関係）
その1 建築物の場合

特定施設設置（変更）届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

届出者 住 所 〒630-0000 奈良市登大路町〇〇番地

提出先に応じて、各土木事務所長、
各市長あてとしてください。

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
（株）〇〇〇 代表取締役 奈良 太郎

電話番号 0742-00-0000

押印は不要です。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）第14条の規定により、次のとおり特定施設の設置（変更）内容を届け出ます。

建築物の所在地	大和郡山市〇〇町〇〇番地		
主 要 用 途	物品販売業を営む店舗		
工 事 種 別	新築・ 増築 ・改築・用途変更	床面積の合計(敷地全体)	3,700.00㎡
建 築 物 の 数	届出に係る建築物の数 2	同一敷地内の他の建築物の数	0
共同住宅の戸数又は寄宿舍の室数	— 戸(室)		
工事着手予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	工事完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

用途は、P7~11の特定施設の項目を参考にして記載してください。

建築物別概要 1	工 事 種 別	新築・ 増築 ・改築・用途変更	階 数	地上(2)階 地下(0)階
	工 事 (設 置) 部 分		工事以外(既存)部分	合 計
	用途(物品販売業を営む店舗)	500.00㎡	2,000.00㎡	2,500.00㎡
	用途(飲食店)	㎡	300.00㎡	300.00㎡
	用途()	㎡	㎡	㎡
	合 計	500.00㎡	2,300.00㎡	2,800.00㎡

設 計 者	設計事務所名	株式会社 〇〇一級建築士事務所		
	氏 名	〇 〇 〇 〇	(担当者名) 〇 〇 〇 〇	
	事務所の所在地	〒630-0000 奈良市〇〇町〇〇-〇〇	(電話番号) 0742-00-0000	
代 理 者	事務所名	株式会社 〇〇一級建築士事務所		
	氏 名	〇 〇 〇 〇	(担当者名) 〇 〇 〇 〇	
	事務所の所在地	〒630-0000 奈良市〇〇町〇〇-〇〇	(電話番号) 0742-00-0000	

※ 受 付 欄	※ 処 理 欄	副本には受理した旨を記載して返却します。
------------------	------------------	----------------------

- 注 1 特定施設整備項目調書(建築物)、付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 建築物別概要欄は、建築物(棟単位)ごとに記入してください。届出に係る建築物が2以上ある場合は、2棟目以降については第1号様式の2を使用してください。

2. 特定施設設置届 建築物別概要追加様式

第1号様式の2(第5条関係)

その1 建築物の場合 建築物別概要追加様式

敷地内に複数の建築物がある場合は、2棟目以降の情報についてこの様式により記載してください。

建築物別概要 2	工事種別	新築 増築・改築・用途変更	階数	地上(2)階 地下(0)階
	工事(設置)部分		工事以外(既存)部分	合計
	用途(付属駐車場)	900 m ²	0 m ²	900 m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
合計		900 m ²	0 m ²	900 m ²
建築物別概要 3	工事種別	新築・増築・改築・用途変更	階数	地上()階 地下()階
	工事(設置)部分		工事以外(既存)部分	合計
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²
建築物別概要	工事種別	新築・増築・改築・用途変更	階数	地上()階 地下()階
	工事(設置)部分		工事以外(既存)部分	合計
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	余白は斜線を引いてください。		
合計		m ²	m ²	m ²
建築物別概要 5	工事種別	新築・増築・改築・用途変更	階数	地上()階 地下()階
	工事(設置)部分		工事以外(既存)部分	合計
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²
建築物別概要 6	工事種別	新築・増築・改築・用途変更	階数	地上()階 地下()階
	工事(設置)部分		工事以外(既存)部分	合計
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²

3. 整備項目調査

第2号様式（第5条関係）

その1

棟毎に作成し、届出書に記載の棟番号を記載してください

施設整備項目調査書（建築物）

建築物番号	1/2	建築物の用途	物品販売業を営む店舗	棟毎の用途記載してください	記載要領に従って記載してください
建築物の所在地	〇〇市△△町××番地				

チェック項目欄では [|] 内の事項について選択または記載してください。適用欄ではチェック項目の適用を受けない場合に斜線を引いてください。適用を受ける場合は適否欄についてどちらか〇を付けてください。適否欄が否であり、ただし書きを適用する場合はただし書きの適用欄にその内容を記載するか、別紙を添付してください。

チェック項目		適用	適否	ただし書きの適用
1 建築物の出入口及びそれに至る通路	(1) 避難階における主たる出入口から道等（困難である場合 [当 否] は車寄せ）に至る通路のうち、1以上の通路の構造			
	① 出入口より、道等に至る通路は、幅1.2m以上としているか [1.5m]		適 否	適用欄に斜線が無い場合は必ず適否のどちらか〇を付けてください
	② 通路の表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕えるか		適 否	
	(1)の①の通路の高低差が有る場合 [有] (30cm) [無] の措置			
	(2) (有の場合①~⑧の傾斜路又は⑨の車いす使用者用特殊構造昇降機の有無を記入) [傾斜路] 特殊構造昇降機			
	① 幅は、1.2m以上（段を併設する場合 [当 否] 90cm以上）としているか [150cm]		適 否	
	② 勾配は、1/12以下（高低差が10cm未満 [当 否] 1/8以下）としているか [1/15]		適 否	
	③ 傾斜路の壁のない側の縁石(5cm)の設置		適 否	
	④ 手すりの設置 [有 無]（傾斜路の勾配が1/20を超えるもの [当 否]に限る。）			
	病院、老人福祉施設等か [当 否]		適 否	ただし書きを適用する場合には、その内容を記載してください。欄内に記載できない場合は別紙に記載して添付してください
傾斜路の高低差75cmを超えているか [当 否]		適 否		
⑤ 傾斜路の高低差が75cmを超えている場合 [当 否] 高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊場の設置		適 否		
⑥ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げているか		適 否		
⑦ 傾斜路とその他の部分との識別の措置をしているか		適 否		
⑧ 傾斜路（勾配が1/20を超えるもの [当 否]に限る。）の上端及び踊場の部分に点状ブロック等を敷設しているか 点状ブロック等は周囲の床材と識別しやすいものか （共同住宅及び寄宿舍の場合等 [当（用途等） 否] を除く。）		適 否	視覚障害者の誘導は、別経路で誘導している。	
昇降機	⑨ 車いす使用者用特殊構造昇降機を設置しているか		適 否	傾斜路を設けた場合は設ける必要がないので、摘要欄に斜線を引いてください
2 建築物の出入口及びそれに至る通路	(1)の出入口に至る通路に線状ブロック等の敷設又は誘導用音声装置を設置しているか [線状ブロック等] 誘導用音声装置 （共同住宅及び寄宿舍の場合等 [当（用途等） 否] を除く。）		適 否	
	(1)の出入口に至る通路を車路が横断する部分がある場合 [有 無] 車路が横断する部分に点状ブロック等を敷設しているか 点状ブロック等は周囲の床材と識別しやすいものか （共同住宅及び寄宿舍の場合等 [当（用途等） 否] を除く。）		適 否	
	(1)又は(2)の通路等を縦断又は横断する排水溝等がある場合 [有 無] 排水溝等につけ及び車いすの車輪が落ちない構造としているか		適 否	
	(6) 避難階における1以上の主たる出入口の構造			
	① 主たる出入口の幅は、90cm（床面積200㎡以下のもの [当 否] は80cm）以上としているか [90cm]		適 否	
	② 主たる出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造 [自動扉] スライド式扉 その他 () とし、その前後に高低差を設けていないか		適 否	
	③ 主たる出入口に車いす使用者が通過する際に支障と		適 否	透明でなければ適用されませんので適用欄に斜線を引いてください
	④ 戸の全面が透明な場合 [当 否] にあっては、衝突を防止するための措置を講じているか。		適 否	
	(6)の主たる出入口から受付等に到達できるように、線状ブロック等の敷設又は誘導用音声装置を設置しているか [線状ブロック等] 誘導用音声装置		適 否	
	(7) 線状ブロック等は周囲の床材と識別しやすいものか （共同住宅及び寄宿舍の場合等 [当（用途等） 否] を除く。）		適 否	

[|] 内の事項は、どちらかに〇を付けてください

[] 内には設計上の寸法を記載してください

基準の適用を受けない場合は斜線を引いてください

[|] 内の事項は、どちらかに〇を付けてください

透明でなければ適用されませんので適用欄に斜線を引いてください

不特定かつ多数の者が利用する廊下等の構造			
2 廊下等 〔有〕 〔無〕	① 病院、老人福祉施設等の場合〔当〕 <input checked="" type="checkbox"/> 〔否〕手すりを設置しているか	適	否
	② 幅は、1.2m以上としているか〔1. 5m〕 <small>最も狭い部分の寸法を記載してください</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 適	否
	③ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適	否
	④ 廊下等の延長が25mを超える部分がある場合〔有〕 <input checked="" type="checkbox"/> 〔無〕 (共同住宅及び寄宿舍の場合〔当〕 <input checked="" type="checkbox"/> 〔否〕を除く。) 幅及び奥行きがそれぞれ1.4m以上の部分を廊下等の端から10m以内及び50m以内ごとに設けているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適	否
	廊下等に高低差がある場合〔有〕()〔無〕の措置 ⑤ (有の場合ア〜ケの傾斜路又はケの車いす使用者用特殊構造昇降機の有無を記入) 〔傾斜路 特殊構造昇降機〕		
	ア 幅は、1.2m以上(段を併設する場合〔当 否〕90cm以上)としているか [cm]		
	イ 勾配は、1/12以下(高低差が10cm未満〔当 否〕1/8以下)としているか [1 /]	適	否
	イロ 傾斜路の側面に縁石(5cm)を設置しているか	適	否
	イハ 傾斜路の勾配が1/20を超えるもの〔当 否〕に限る。 (店舗の場合、主たる通路も廊下等と考えてください)		
	イニ 傾斜路の設置等か〔当 否〕	適	否
	イロ 傾斜路の高低差75cmを超えているか〔当 否〕	適	否
	イハ 傾斜路の高低差が75cmを超えている場合〔当 否〕 高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊場が設置されているか	適	否
	イニ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げているか	適	否
	イロ 傾斜路とその他の部分との識別の措置をしているか	適	否
イハ 傾斜路(勾配が1/20を超えるもの〔当 否〕に限る。)の上端及び踊場の部分に点状ブロック等を敷設しているか イニ (学校、共同住宅及び寄宿舍の場合等〔当(用途等:) 否〕を除く。) 点状ブロック等は周囲の床材と識別しやすいものか	適	否	
イロ 昇降機 ケ 車いす使用者用特殊構造昇降機を設置しているか	適	否	
不特定かつ多数の者が利用する階段の構造(屋内外とも)			
3 階段 〔有〕 〔無〕	① 主たる階段を回り階段(踊場部分に段をとっているものを含む。)としていないか	適	否
	② 手すりを設置しているか	適	否
	③ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか <small>平屋で階段が無い場合などは無に○を付けるとともに、適用欄には斜線を引いてください</small>	適	否
	④ 踏面の端部と周囲の部分に点状ブロック等を敷設しているか	適	否
	⑤ 段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さないこと等によりつまずきにくい構造としているか	適	否
	⑥ 階段の上端及び下端並びに踊場の部分に点状ブロック等を敷設しているか 点状ブロック等は周囲の床材と識別しやすいものか (学校、共同住宅及び寄宿舍の場合〔当(用途等:) 否〕を除く。)	適	否

病院、老人福祉施設等で無ければチェックが必要ないので摘要欄には斜線を引いてください

高低差がなければ、ア〜ケまでの項目のチェックが必要ないので摘要欄には斜線を引いてください。

まず、有無のチェックをしてください
(店舗の場合、主たる通路も廊下等と考えてください)

平屋で階段が無い場合などは無に○を付けるとともに、適用欄には斜線を引いてください

4. 特定施設設置工事完了届

第3号様式（第6条関係）

特定施設設置工事完了届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提出先に応じて、各土木事務所長、
各市長あてとしてください。

届出者 住 所 〒630-0000 奈良市登大路町〇〇番地

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(株)〇〇〇 代表取締役 奈良 太郎

電話番号 0742-〇〇-〇〇〇〇

押印は不要です。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）第16条の規定により、特定施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

特定施設の所在地	大和郡山市〇〇町〇〇番地		
特定施設の主要用途	物品販売業を営む店舗		
工 事 種 別	新築(新設) ・ 増築(増設) ・ 改 築 ・ 用途変更		
建 築 物 の 数	届出に係る建築物の数	2 棟	同一敷地内の他の建築物の数 0 棟
特定施設設置(変更)届受理番号	第〇〇-〇〇号		
特定施設設置(変更)届受理年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
工事完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
設 計 者	設計事務所名	株式会社 〇〇一級建築士事務所	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	(担当者名) 〇 〇 〇 〇
	事務所の所在地	〒 630-0000 奈良市〇〇町〇〇-〇〇 (電話番号) 0742-〇〇-〇〇〇〇	
代 理 者	事務所名	株式会社 〇〇一級建築士事務所	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	(担当者名) 〇 〇 〇 〇
	事務所の所在地	〒 630-0000 奈良市〇〇町〇〇-〇〇 (電話番号) 0742-〇〇-〇〇〇〇	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 副本には受理した旨を記載して返却します。 </div>	

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 届出の対象となった部分の写真を添付してください。

5. 適合証交付請求書

第4号様式（第7条関係）

適合証交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提出先に応じて、各土木事務所長、各市長あてとしてください。

請求者 住所 〒630-〇〇〇〇 奈良市登大路町〇〇番地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
 ㈱〇〇〇 代表取締役 奈良 太郎

電話番号 0742-〇〇-〇〇〇〇

押印は不要です。

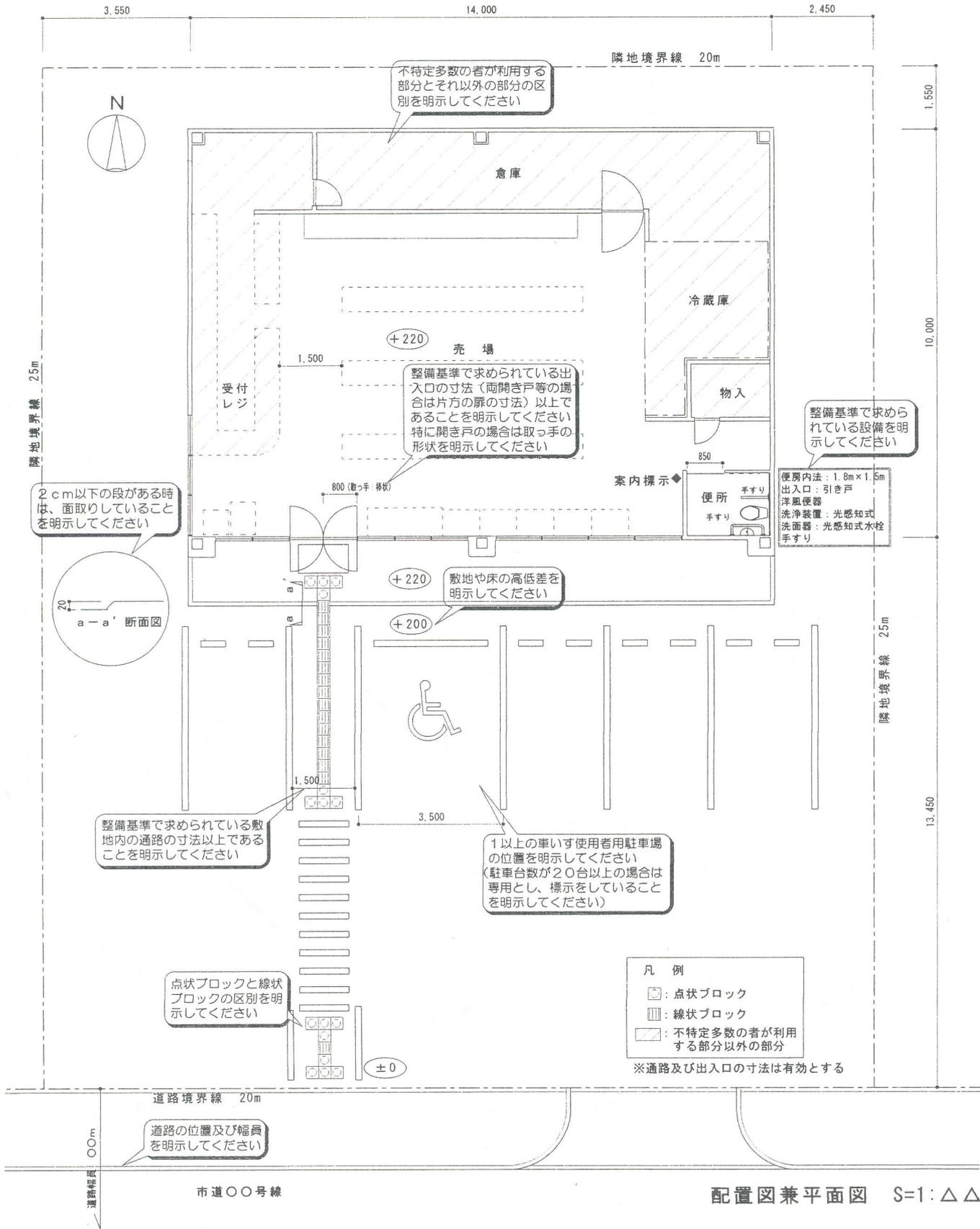
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を請求します。

公共的施設の所在地	地名地番	大和郡山市〇〇町〇〇番地	
	住居表示	〒639-〇〇〇〇 大和	
公共的施設の名称		スーパー〇〇〇	ホームページなどで紹介する際に表記するものです。
公共的施設の用途		主要用途（物品販売業を営む店舗） 具体的用途（スーパーマーケット ・ 駐車場）	
公共的施設の階数		地上（2）階 地下（0）階	
特定施設設置（変更）届受理番号		第〇〇-〇〇号	（届出を行っている場合）
代理者	事務所名	株式会社 〇〇一級建築士事務所	
	氏名	〇〇〇〇	（担当者名） 〇〇〇〇
	事務所の所在地	〒630-〇〇〇〇 奈良市〇〇町〇〇-〇〇	（電話番号） 0742-〇〇-〇〇〇〇
建築基準法第7条第3項に基づく検査済証交付年月日・番号		平成〇〇年〇〇月〇〇日	第H〇〇確済建築〇〇〇〇〇号
公表について承諾の可否		可・否	
※受付欄	※処理欄	公表の可否についての選択は、任意です。	
5年以内に完了届が提出されている場合は、特に添付図書は必要ありません。			

- 注 1 公共的施設が条例第14条の規定による届出を行っている場合は、当該届出書副本及び工事完了届出書の副本各一式の写しを添付してください。路外駐車場の場合は駐車場法第12条の規定による届出受理書の写しも添付してください。ただし、公共的施設が過去5年以内に条例第16条の規定による工事完了届出書の提出がなされているものである場合は、条例第14条の規定による届出書副本及び当該工事完了届出書の副本各一式の写しの添付は必要ありません。
- 2 公共的施設が条例第14条の規定による届出を要しないものである場合は、付近見取図、配置図、各階平面図及び特定施設整備項目調書を添付してください。路外駐車場の場合は、駐車場法第12条の規定による届出受理書の写しも添付してください。
- 3 注1又は注2に添付する配置図又は平面図には、適合証の標示予定位置を朱書きしてください。
- 4 公表は、原則として公共的施設の所在地、公共的施設の名称、公共的施設の用途及び公共的施設の階数並びに当該施設において福祉整備がされた項目についてインターネット及び刊行物等で行います。
- 5 ※印のある欄は、記入しないでください。

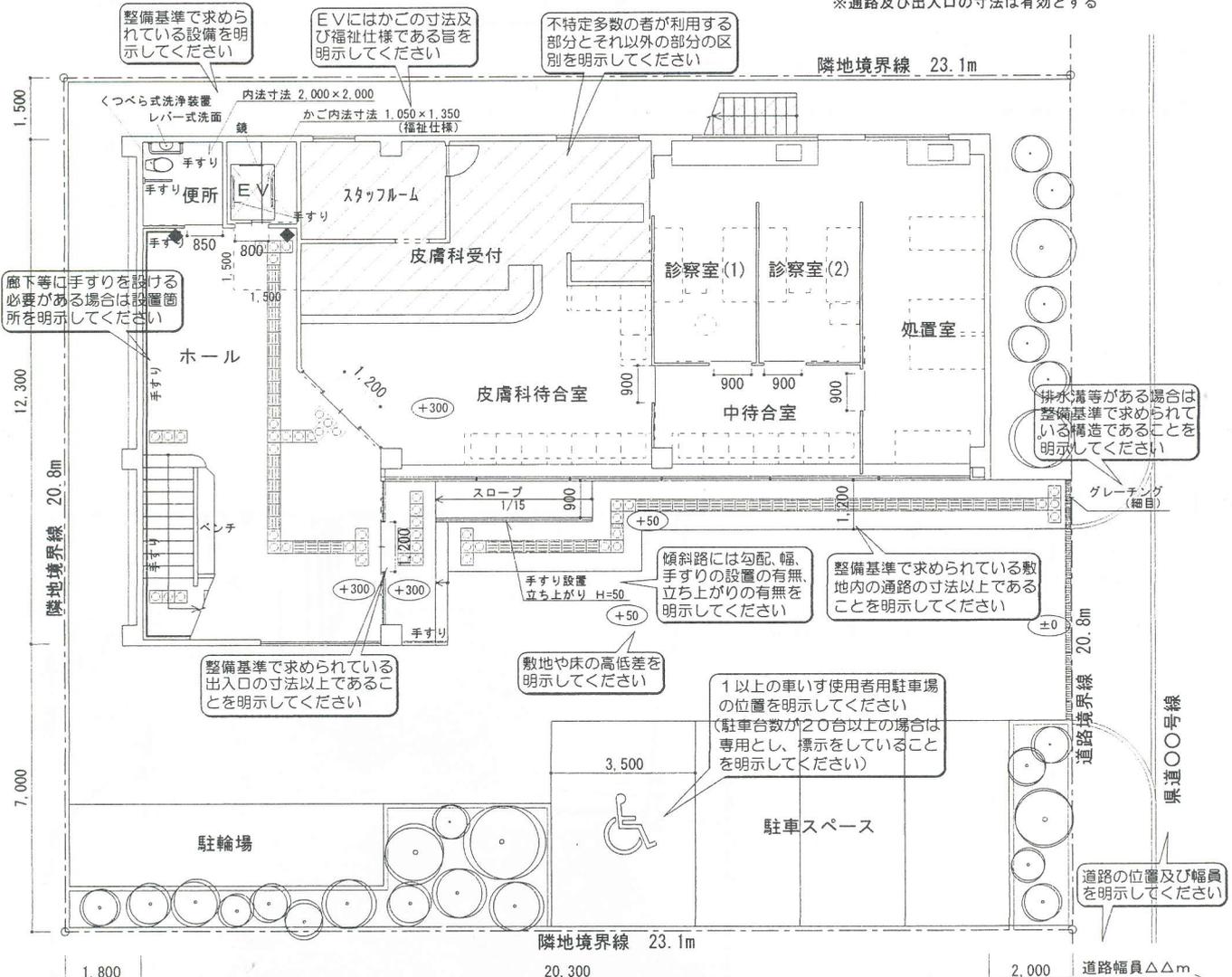
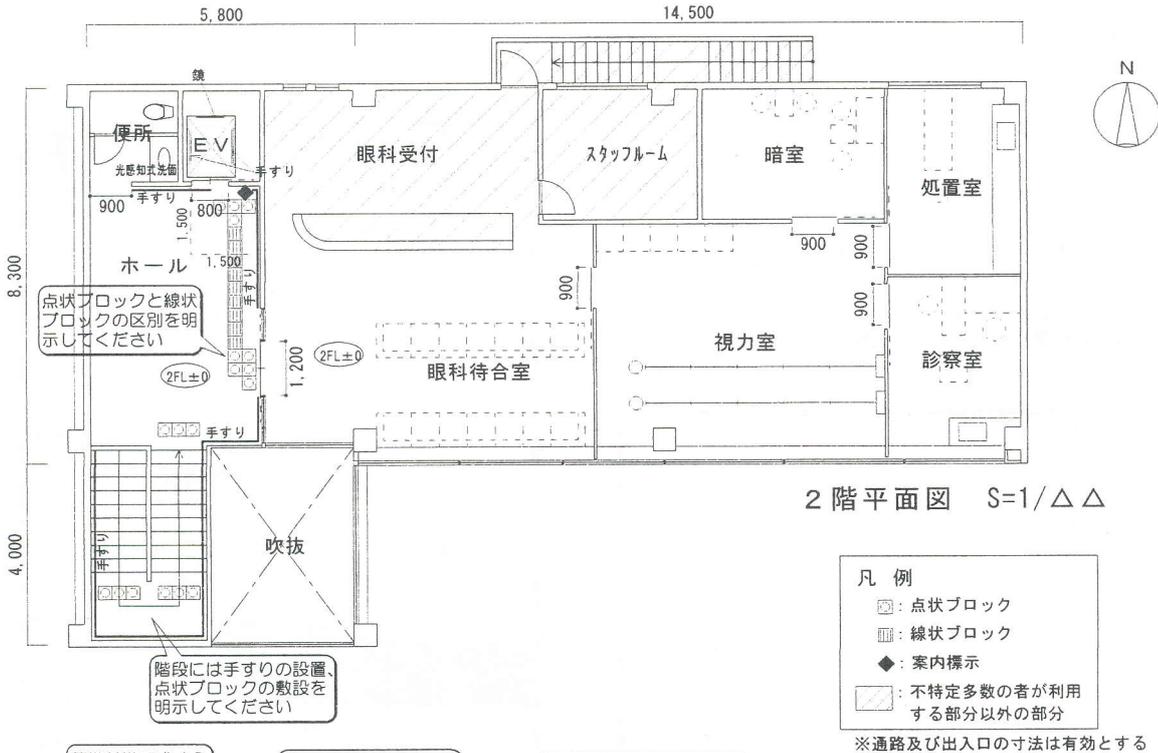
図面の記載例

例1 コンビニエンスストア



配置図兼平面図 S=1:△△

例2 診療所



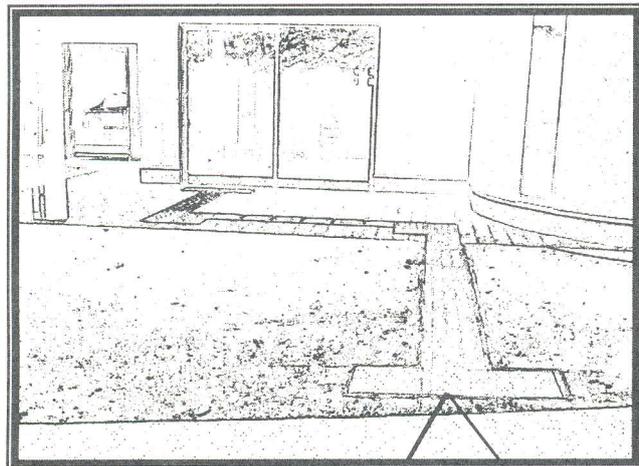
写真撮影の例

提出する写真は、次の写真撮影の例を参考にして撮影してください。

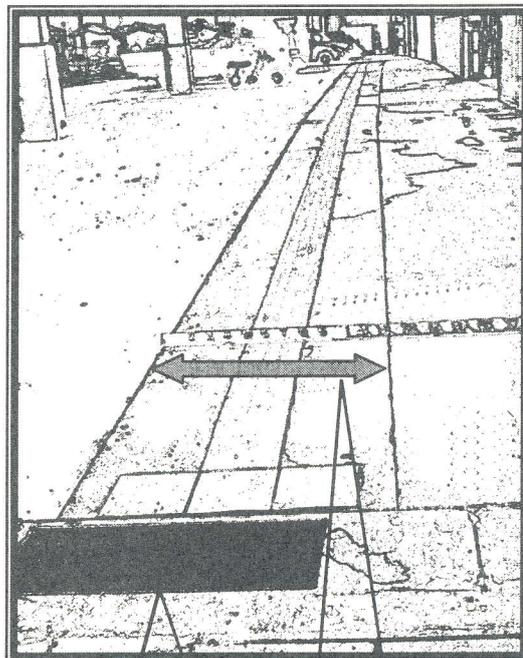
敷地内の通路

写真で表現する事項

- ・敷地内通路の幅の確保
- ・表面仕上げの状態
- ・段差等の状況
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設状況
- ・排水溝等が横断する場合の措置
- ・建築物の主たる出入口の幅及び状況
- ・その他整備基準に定められた事項



道等から、建物の主たる出入口に至る経路を撮影してください。1枚で撮影できない場合は、経路がつながるよう撮影してください。



敷地内の通路上に横断溝や雨水ます等がある場合は、細目グレーチング等により杖及び車いすの車輪が落ちない構造としていいることが分かるように撮影してください。

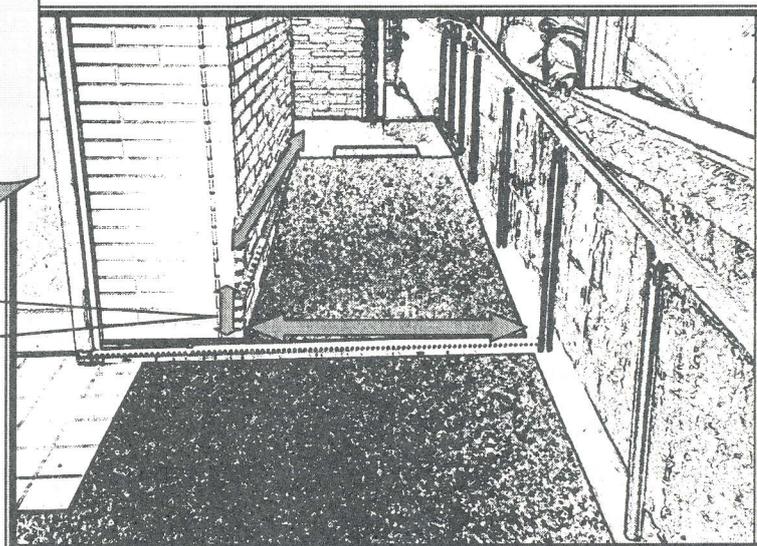
敷地内の通路の幅が1.2m以上であることが分かるよう撮影してください。

写真で表現する事項

<傾斜路>

- ・傾斜路の幅
- ・勾配
- ・縁石の設置状況
- ・手すりの設置状況（必要な場合）
- ・踊場の設置とその寸法
- ・表面仕上げの状態
- ・その他の部分との識別状況
- ・傾斜路上端の点状ブロックの敷設状況

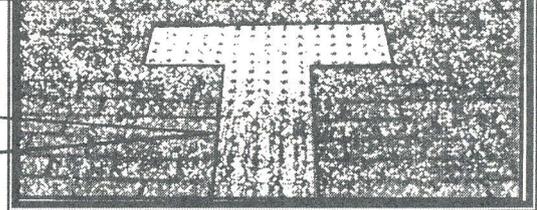
敷地内の通路に高低差があり、傾斜路を設ける場合は、その幅と勾配が分かるよう撮影してください。



インターホン等を設けて案内する場合は、文面や点字表示が分かるように撮影してください。



主たる出入口と出入口から受付等までの視覚障害者を誘導するための設備の状況を撮影してください。
 (主たる出入口については、居室の出入口の撮影例を参考にしてください。)

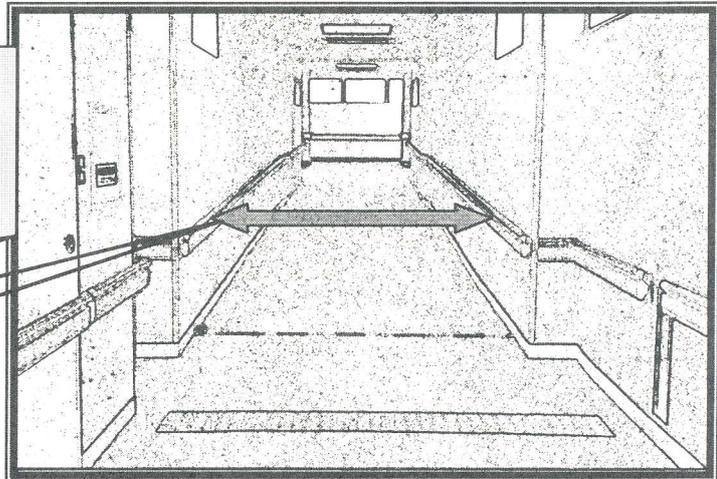


廊下等

写真で表現する事項

- ・手すりの設置状況 (必要な場合)
- ・廊下等の幅
- ・表面仕上げの状況
- ・高低差がある場合の措置の状況 (傾斜路等)

廊下の幅、手すりの設置状況 (必要な場合) が分かるように撮影してください。

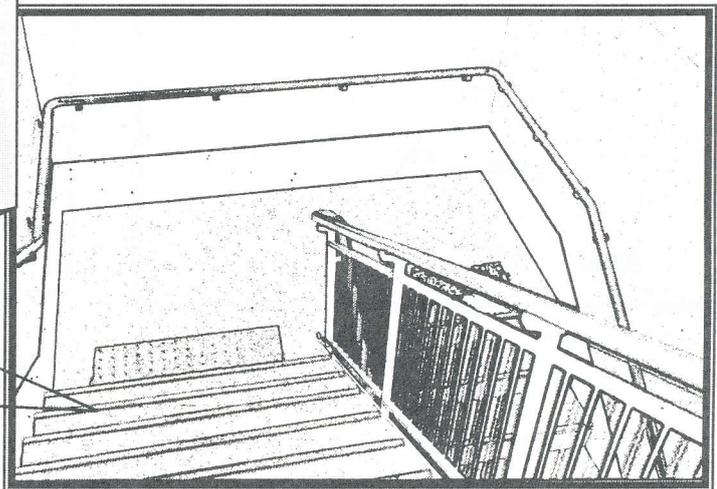


階段

写真で表現する事項

- ・回り階段としていないこと
- ・手すりの設置状況
- ・点状ブロック等の敷設状況
- ・表面仕上げの状況
- ・段鼻の状況 (滑り止めや識別の措置)
- ・その他整備基準に定められた事項

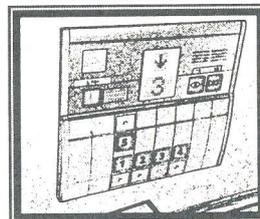
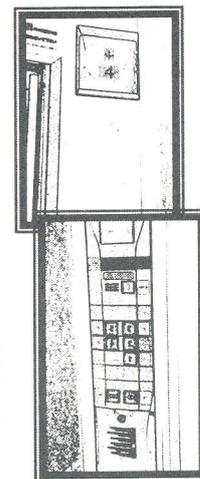
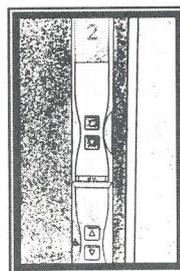
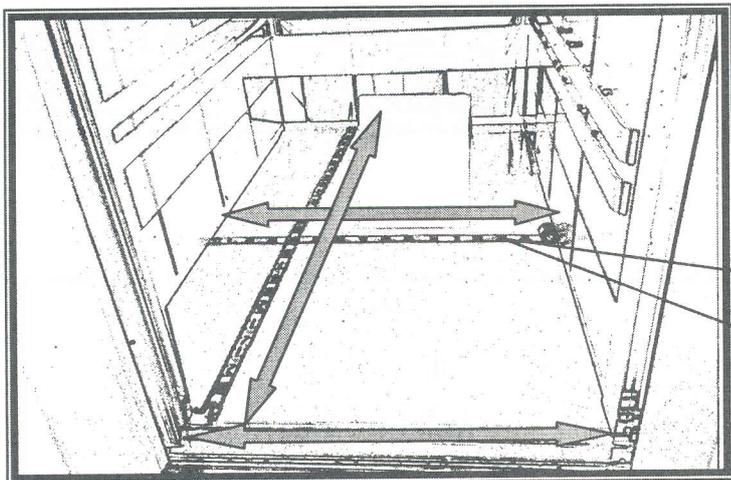
階段上部から視線の位置で撮影すると、実際に階段に立った状態で、踏み面の端部とその他の部分の識別の措置が分かりやすく撮影できます。また、同時に点状ブロックや手すりも写るように撮影してください。



エレベーター

写真で表現する事項

- ・昇降路の出入口の幅
- ・かごの間口、奥行き寸法
- ・各操作盤、表示板の仕様
- ・かご内の鏡、手すりの設置状況
- ・乗降ロビーの幅及び奥行き寸法
- ・その他整備基準に定められた事項



かご内の各操作盤、ロビー側の操作盤も点字表示や仕様が分かるように撮影してください。

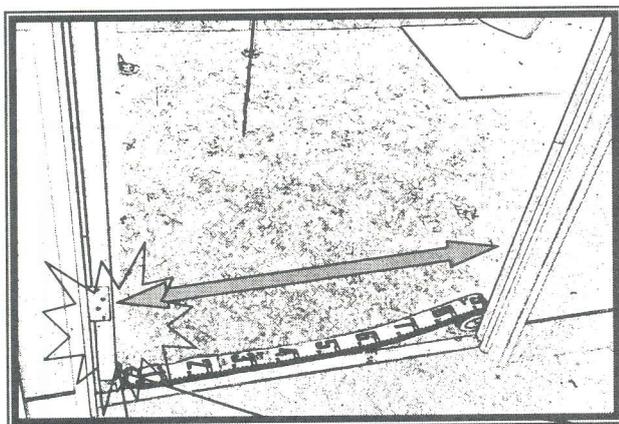
エレベーターのかごの間口、奥行き寸法及び昇降路の出入口の幅が分かるように撮影してください。
また、かご内の鏡、手すりも写るように撮影してください。
必要に応じて、乗降ロビーの幅及び奥行き寸法も分かるように撮影してください。

居室の出入口

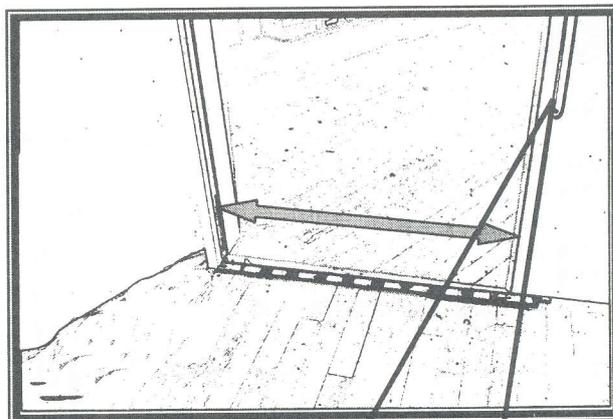
写真で表現する事項

- ・出入口の幅
- ・戸を設ける場合、取っ手の形状
- ・戸の前後の平坦の状況
- ・段差の有無
- ・その他整備基準に定められた事項

建築物の主たる出入口や便所、便房の出入口についても同様に撮影してください。



出入口に扉がある場合は開いた状態で撮影してください。開き戸は建具の厚み等も勘案したうえで、両開き戸等の場合は片方の寸法を計測してください。
併せて、段の無い状況も写るよう留意してください。



開き戸と同様、引き戸も引き残しが分かるように開いた状態で、撮影してください。
取っ手の形態が分かる写真も撮影してください。開き戸も同様です。

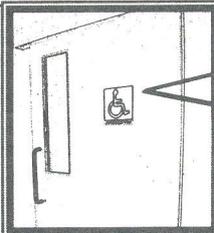
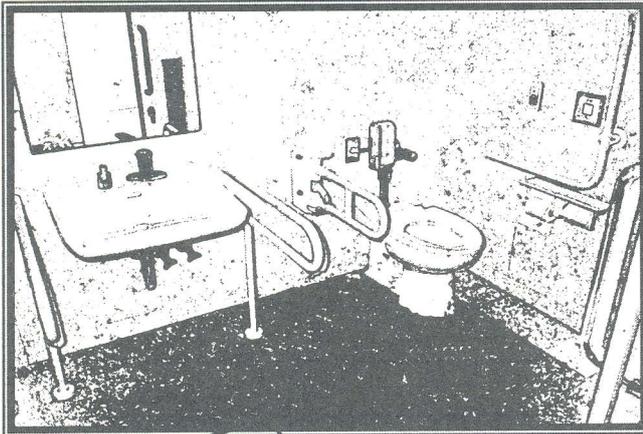
便所

写真で表現する事項

- ・便所の出入口の幅と前後の平坦及び段差の状況
- ・高低差がある場合の措置の状況
- ・男子用小便器を設ける場合、床置き式小便器、手すりの設置状況
- ・洗面器の水栓の仕様
- ・車いす使用者用便房の状況
- ・洋風便器の設置状況（必要な場合）
- ・ベビーチェア等の設置及びその標示の状況（必要な場合）
- ・おむつの交換場所の設置状況（必要な場合）
- ・オストメイトのための設備とその標示の状況（必要な場合）
- ・その他整備基準に定められた事項

<車いす使用者用便房>

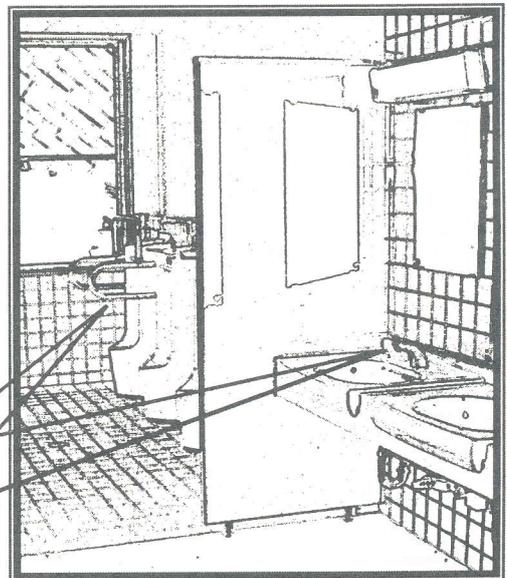
- ・空間の確保の状況
- ・出入口の寸法
- ・戸の形態
- ・出入口の段差の有無
- ・洋風便器の設置状況
- ・便器両側の手すりの設置状況
- ・大便器洗浄装置の仕様
- ・床の平坦の状況
- ・車いす使用者用便房である旨の標示



車いす使用者用便房の出入口には、その旨を標示していることが分かるよう撮影してください。

車いす使用者用便房では、洋風便器、手すり、大便器の洗浄装置の設置の他、必要に応じてオストメイトのための設備やベビーベッド等の設置状況が分かるよう撮影してください。また、手洗い器を設ける場合は、レバー式か光感知式であることが分かるよう撮影してください。

便所内に段差が無い状況を撮影してください。男子が利用する便所に小便器を設けている場合は、床置き式とし、手すりが設置されている状況を撮影してください。手洗い器は、レバー式か光感知式であることが分かるよう撮影してください。また、必要に応じて、ベビーチェア等の設置の状況を撮影してください。

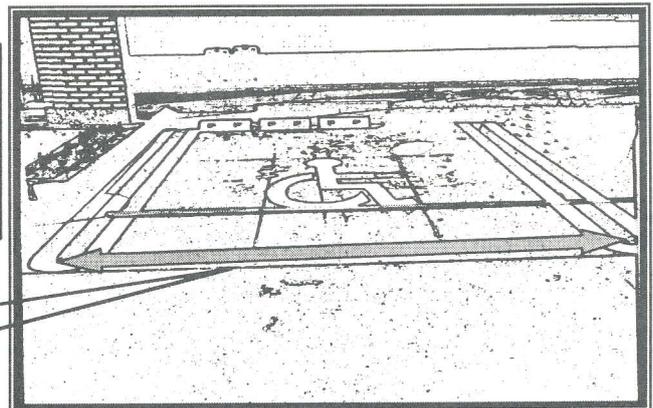


附属する駐車場

写真で表現する事項

- ・車いす使用者用駐車場位置
- ・車いす使用者用駐車場の幅
- ・車いす使用者用駐車場の床面の状況
- ・専用駐車場である旨の標示（必要な場合）
- ・その他整備基準に定められた事項

車いす使用者用駐車施設が配置されている位置とともに、幅が分かるように撮影してください。



その他の項目についても、これらの例を参考に撮影してください。

建築物の場合

特定施設設置（変更）報告書

年 月 日

殿

報告者 所在地〒

官職 氏名

電話番号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）第23条第2項の規定により、次のとおり特定施設の設置（変更）内容を報告します。

建築物の所在地				
主要用途				
工事種別	新築・増築・改築・用途変更	床面積の合計(敷地全体)	m ²	
建築物の数	届出に係る建築物の数	同一敷地内の他の建築物の数		
共同住宅の戸数又は寄宿舍の室数	戸(室)			
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
建築物別概要 1	工事種別	新築・増築・改築・用途変更	階数	地上()階 地下()階
		工事(設置)部分	工事以外(既存)部分	合計
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	用途()	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²
設計者	設計事務所名			
	氏名	(担当者名)		
	事務所の所在地	〒	(電話番号)	
代理者	事務所名			
	氏名	(担当者名)		
	事務所の所在地	〒	(電話番号)	
※受付欄		※処理欄		

- 注 1 特定施設整備項目調査（建築物）、付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 建築物別概要欄は、建築物（棟単位）ごとに記入してください。報告に係る建築物が2以上ある場合は、2棟目以降については第1号様式の2を使用してください。

特定施設設置工事完了報告書

年 月 日

殿

報告者 所在地〒

官職 氏名

電話番号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）第23条第2項の規定により、特定施設の工事が完了したので、次のとおり報告します。

特定施設の所在地		
特定施設の主要用途		
工 事 種 別		新築(新設) ・ 増築(増設) ・ 改 築 ・ 用途変更
建 築 物 の 数		報告に係る建築物の数 棟 同一敷地内の他の建築物の数 棟
特定施設設置(変更) 報告受理番号		
特定施設設置(変更) 報告受理年月日		
工事完了年月日		
設 計 者	設計事務所名	
	氏 名	(担当者名)
	事務所の所在地 〒	(電話番号)
代 理 者	事務所名	
	氏 名	(担当者名)
	事務所の所在地 〒	(電話番号)
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 報告の対象となった特定施設の完了（全景）写真を添付してください。